

○多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱

平成27年4月30日多摩市告示第309号
改正

平成28年5月30日多摩市告示第297号
平成30年11月14日多摩市告示第401号
令和6年7月18日多摩市告示第395号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づき多摩市の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「総合戦略」という。）の推進に当たり、市民等の意見を反映するため、多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を多摩市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 総合戦略の推進に関し必要な事項
- (2) デジタル田園都市国家構想推進交付金及び新しい地方経済・生活環境創生交付金の対象となる事業に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）7人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 多摩市内に在住し、若しくは在勤する者又は多摩市内の大学に在学する者 二人以内

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員長が選任されていない場合は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査を行うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。
(委員の任期の特例)
- 2 この要綱の規定により最初に委嘱される委員の第1期目の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。
- 3 平成28年度に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。
- 4 令和7年度に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

附 則（平成28年多摩市告示第297号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年多摩市告示第401号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和6年多摩市告示第395号）

この要綱は、公示の日から施行する。